漢字字形の流動と筆順

――文献学的な準備としての漢字字形の解釈について――

山田俊雄

漢字の字形について論の生ずる場所は、ひろく考へるならばさまざまのことになるが、主として、漢字を書く時の規範・標準を求める場合であり、またその逆の、讀む時に言語を精確に理会せんとする場合である。今、漢字を書いて書記作品を生産する第一の場合を措いて、第二の讀解せんとする場合を主として考へることにする。

文献を讀解しようといふ立場に立つとき、字形の認知といふ作業は、もつとも基礎的な作業であつて、普通われわれは、自分の經験的な事実の集積を第一のよりどころとして、字形と知覚しながら、言語との参照を求めてみる。自分の経験的に獲得してある事実の堆積によつて、何らの認知にも到達しない場合、すなわち、一度も見たこともない文字、見たことはあっても讀んだことのない文字、また一種のよみ方は知つてゐても、目前の書記作品の文脈にその知識が無力で通用しないとわかつた時、これらに類する場合には、われわれは、ためらはずに字書を検索してみるであらう。そこには百般の文字についての精確で行届いてあますところのない知識が、組織立つてのべてある筈であるからである。

たとへば、「態」といふ字であるべきところに「熊」といふ文字があらはれて来たなら、われわれは、その文脈から、「熊」は、その場所では誤りであると指摘することが、さして困難ではない。

是万曲をなすとも　心中に　やすしとたに　おもふへからす　無曲無心の當熊(タウタイ)なり　此位をや　本無妙花とも申へき

（世阿弥「拾玉得花」十ウ～十一オ）

「タウタイ」のふりがなと、文意からみて、タイを信頼して「熊」を「態」と訂すべきものであらうと判断してよいところである。ところが、次の如きになるといかがであらうか。

陰陽和すると者　自然座幾(サシキ)の天氣陰気なんとにて　物さひたるけしきならハ　陰氣そと心得て　陽聲・永曲を　相音に　体息(タウソク)して音感をなすところ　是一座成就の感應也

（同前　二オ～三ウ）

「体息」は、いかにも「休息」の誤りとみえるし、またそのやうに考へることは、文意を掬むには適切である。

また同じ書物に

是おほえすして嗤笑(シセウ)する機なるへし

（同前　八ウ）

就者　無心の感　即心ハたゞ　勸喜のミかおほえす寂笑する機言語絶て正に一物もなし

この「寂」に到ると、字面から直ちに「微」との連関を体得することがやゝ困難と感じられてくる。

次第に、經験的に得られた事実の間を貫く合理性が見出しがたくなつてゆく。まして、次のやうな事実に到ると、もはや、明らかなる誤りとして拒けるべきではないか、何らの検証も要せぬ誤りとして葬つてもよい、不合理とみられる。

假令　雜來なんとの花をハ、田夫野人とうのおもしろと見ん事是下子の見風なるべし　（同前　五オ～五ウ）

の「雜來」は、「雜木」となくては叶ふべくもないではあるまいかの感を深くする。

先　申楽の當庭番數みちて　諸人一同のほうひをうるハ　其日の序破急の成就の政也

の「政」は「故」とあらまほしき文字であらう。

右は、野間光辰氏が紹介するところ（京都大学文学部の「五十周年記念論集」昭和三十一年十一月）によつて、その活字の示すまゝを抄出してみたのである。このやうな場合、寛嚴の差別をしながら、誤字とおぼしきものを少数だけあげたにとゞまるが、

態――熊
休――体
微――寂
木――來
故――政

の諸項目は、その質においては、必ずしも同じではないやうに思はれる。この「拾玉得花」といふテキストの種姓を問ふのは、筆者の任務ではないので、全く現象面のみで、その誤りの性質を考へ直してみることに局限して論をなしてみよう。

右のやうな、字形認知の基礎について、野間光辰の学績の深さを勘へると、誤りかしからざるかの判断はしばらく措くとして、筆者は信頼を寄せるものであつて、その上に立つての論である。（事実、筆者はそのテキストの原本を一度も目睹してゐない）

誤字とは、字形の構成についての十分ならぬ分析にもとづいて模写が行はれるところから生ずる。そのサンプルが目前に存する場合もあり、記憶にのみ残つてゐるといふ場合もある。全く新しい文字を創作するのは誤字といふべきではあるまいが、既存の字彙に存しない、社会未公認のものを、発生せしめるという点において、字彙を改訂する故に、一種の規範紊乱である。そのやうな意味での誤字といふことができるが、これは今、正誤の基準以外で律すべき現象として圏外に置く。そのやうな新字創作は極く稀にしか生じないのが原則である。

臨摸すべきサンプルが与へられてゐても、筆順の認識や、構成要素の認識が精確ではないと、字形は、往々にして字体を把へることができないほどに崩れて見える。崩れ方は、一つは、別の字への接近、一つは全く新しい文字への途を辿る。しかしここでも全く新しい文字への途を辿ることは、字彙についての安定した理会や通常の感覚がそれを許さない場合が多い。むしろ、構成要素の一部分に誤りがふくまれるか、全体の筆勢に不安定・不整合が伴ふといふ範囲にとゞまる。そこには、漢字ならば、漢字らしさがなほ支配的である。かなならばかならしさといふ様式の観念が支配的になる。

先にあげた五項のうち、既知の字形・字体から外れると思はれ

るのは

の場合のみである。

野間光辰氏はこのテキストについて、別に、「穡」を「秋＋首」の二字のやうに書く例を指摘してゐて、「 」については「山」と「汲」との合字のごとくに見えると報告してゐる。この場合、この二者はほゞ同質の如くに考へられるが、これらすべてが誤字であるとして、誤字が発生した理由とか原因とかが究明せられるならいはば、誤字の合理性といふべきものが確證せられ、一層漢字といふ現象の歴史的性格ならびに誤字をふくむテキストの歴史的性格が、明らかになって、文献学的処理に際しての、あいまいさを排除してゆくことができるものと思はれる。

文字の字形の正誤は、ある基準に拠つて判断せられる事象であつて、勿論、ここでは、日常の実践倫理的な正邪の判断とは別である。また、書記者の能力や、讀解者の判断力の質に深く拘はることであつて、基準そのものの側に疑ひがあるなら、一層事態は錯綜するであらう。筆者は、誤字の合理性といふものをここで探索してみて、その上で、誤字といはれてきたものを、さうきめつけた基準について聊か考へたいのである。

はじめに「」をとりあげる。漢字の字形の観察が、日本の過去の各時代毎に特徴のある様式を抽出して、尺度を決定する段階に到つてゐれば、それを先に示した方が簡短なのであるが、そこまでの展開ができないので、「拾玉得花」の文字字形を例として論ずるにあたつて、わづかに、前例があるといふ指摘にとどまる。これは目指すところの高遠なのにひきかへて、作業の遅々たる歩みを証するもので、深刻にして剴切といふ境地には遠い。讀者の賢察を得たい。

「穡」字は、ケイの字音で用ゐられてゐるが、その字音の由来は、説文解字によれば「旨」の部分に存する。「」をふくむ文字にケイの字音の多いのは、音符「旨」を省いたもので、「法」の字において、もとの音符「」の「馬」が省かれたのと、いささか似てゐる。それは措くとして、「」を「秋」の如く書くことは、先蹤なきことではない。

たとへば、楊守敬旧蔵本将門記に「」を「」「」、真福寺本将門記（この方が、字形の整斉度が高い）には「」とする。

三巻本色葉字類抄にも、この種の現象は多く枚挙する煩にたへないが、「」について、もつとも的確なる例をいふならば、黒川本のクの畳字門の「會穡」「滑穡」がそれである。（古典保存会刊写真複製本について見られよ）類聚名義抄の観智院本によると、その僧下の雑の部に、「首」を共有する文字を集めた場所があるが、ここに「穡」をあげてゐる。字形としては「秋」「首」の合字とは見えないけれども、いはゆる部首分類のしかたでは、この名義抄における「首」部に排せられてゐるのである。したがつて、粗雑な論であるが、「穡」を「秋」と「首」との合字の如く書くことには、合理性がみとめられる。もし合理性といふいひ方が適切でないならば、他の例がある、もしくは傳統があるといつてもよく、とにかく誤字といふ評価が直ちに当らなくなる。勿論、これは基準の定め方によることであつて、少くとも、字形の変遷や変容を認める立場に立てば、正誤の判断が変改すること、先に述べたとほりである。

「」の期待せられるところに「山」と「汲」との合字が出現するのも、同様にして一つの合理性によつて解せられる。

猪熊本胡琴教録に、「 」もしくは「」があらはれる。これは、同書の

又云比巴箏相交時波比巴尤可有用意也

荒乏多ヲ獨絃乎可好引也

（九四行～九五行。複製本六丁ウ末尾二行にわたる）

但其荒抜波能久荒久抜波能久乎遅抜波専滞速抜波殊可運也

（二四一行～二四三行。複製本十六丁オ四行目から六行目にわたる）

只獨弾ハ不分明太幾波強々志久ヲ志奈無き音恵有利細乎波加良女幾ヲ音也能々可計也

（四一三行～四一五行。複製本二五丁オ七行目から九行目にわたる）

とある四例であつて、「山」＋「汲」の合字への方向が明かに看取できる。「汲」はもと「」や「」とあるべきものの崩れ行く姿である。

一般に、「徴」が「」と書かれ、「徽」が「」と書かれる傾きもあつたことは、すでに草体の漢字についての字書の示すところであつて、その間にあつては「徽」が「」として出現することは、やはり合理的であったとしなければならない。たゞ、筆順上「山」が先か、「彳」が先かによって著しく、文字の形の印象が異なって来ることは認むべきことで、この胡琴教録でも「」と極めて類似の「」の場合がみとめられる。（一八三行目。複製本十二丁ウ第一行目）文脈によって、これは明白に「徽」を理会すべきものである。この字は「山」を先とするが、先にあげた四例の「徽」の場合も「山」が先で、その点で、この胡琴教録は一様である。「拾玉得花」の場合、「徽」以外の他の場合については知らないので、何らの言も差控へなければならないが、「山」と「汲」との合字の如くに見える、その原型は右の如く誤字の範疇には入らないものであつたと推定してよい。「山」を大きく、筆順のはじめに置くことは、楊氏本将門記に「徽」を「」（複製本　三一頁四行目）とし、「徽」を「」（複製本　四一頁二行目）とする例もあつて、かやうな書き方では、胡琴教録における「徽」と「徴」との酷似の関係とかなり近いものが往々に見出される傾向が指摘せらるべきである。筆者は、ここで、筆順や筆勢を、字形の動態として考慮に入れて字形認知、字体解釈を行ふべき要を感ずるのである。また、文脈の支援をもつてはじめて字体の正解に達することの可能な場合のあることを、銘記する要を感ずるのである。

多少の迂路に入りこむが、「作庭記」谷村本において、造園学専門家の間に異説の存する「こはん」の理会にあたって、同書の字形の認知がかなり問題をふくんでゐる。それは、同書の下巻第二二行目の

石をたてんには先左右の脇石前石を寄立むするに　思あひぬへき石のこと（マヽ）あるをたてをきて具石をはその石のもにしたかひてたつるなり

のくだりの「」の字にかかはる。また、別に、同書にかな書きで見える「こはん」にかかはる。かな書きの「こはん」をさて措いて、今右に引いたところで「」を何とみとめるか。これは結論として「乞」と同じ字であるとすべきであつて、某書家が「色」とみとめうるといふやうな説は、全く当らざるの甚しいものと断じてよい。すでに「乞」とみとめた他のある専門家の説が正しいことは、次のやうな傍証によって明らかである。

「乞」を「」とするのは、古い例では、石山寺本金剛波若経集

驗記中巻に

（複製本第十七丁五行目）

が見えるほか「訖」の字の部分として、四例を「」の形でみとめることができる。また筆順は、「 」「 」両様である。前田家本冥報記では、二つの字形があつて、「 」（上七オ三行目、上四ウ一四行目、下七ウ一七行目）や、「 」（中二六オ六行目）とともに一方「」（下二二オ二行目、下二九ウ二行目、下二九ウ七行目）も見える。

また、「訖」の字の部分として「 」「 」がみとめられるが、いづれにしても、筆勢では、

「」「」で、「 」ではない。けれども、一書記者毎に筆順が、択一的にどれかに決定してゐたものといふことは、考へられないものであつて、右の例を通していへば「 」と「 」とに大きく二大別しうると共に「」の一形に二様の筆順があるのである。この二大別は干禄字書にいふ

（前略）…… 乞 並上俗
下正

の記事を想起せしめるが、右あげた実例の存在は、干禄字書のいふ「俗」の一般的なる傍証ともなり、他方「俗正」両者の混在の証でもある。しかりとするならば、この二形の間をつなぐものとして本来は筆順が意味をもつといふことが推測せられるにしても、別の字体として分離独立してゐたと見ることも必要であり、人によつてはつながりがなほ意識されてゐたとみられる。「 」の筆順が常に「」で不動のものであつたといふ保証もまたない。前田家三巻本色葉字類抄を見ると、「乞」「 」両形を区別できるが、「」の方の筆順は「 」とみとめられるものが多いのである。「乞」は「」である。

また猪熊本胡琴教録下によると

「乞」と「」とが明瞭な対立をなし、前田家本冥報記においての如く両形の筆順の同一といふ、むすび目が失はれてしまつてゐて、異形関係が、異体関係といふ段階にまで達してゐるのである。

谷村本作庭記の「」は、最後に引いた、胡琴教録の側に立つものであつて、これを「乞」とはなれるからと云つて「色」と讀み解く如きは、極めて皮相といはざるを得ない。したがつて、先にふれたかながきの「こはん」は「乞はん」と見てよいのであり、「小半」などと解するのも根拠の少いことになるのである。

筆順を一定不変の、動かすべからざるものとみるのは、全く教育上、規範的立場を強調せんとするのには理由あることであるが、過去に生じてゐた事実としては、さやうではなかつた。このことは、同一の書記者においてさへも往々にしてみとめられるのである。楊氏本将門記に「必」を

必（五八―二）　必（二四―二）　必（一八―二）

などとして「必」に更に一点を増した形を作るが、この筆順は「必」で五画目六画目を誇張した荘飾部分とみると「必」となる。この筆順自体一種獨特だが、全体を通じて一つにはなつてゐて、筆者の意識はコンスタントである。真福寺本将門記では「必」とあつて多少の動きはあつても、筆順は「必」となつて一定してゐる。しかし、その字が、石山寺本漢書の如き、文字の格も字配りも整斉たる字面において、実は

必（必）
必（必）

の如く、二種に分れる事実がある。

右の三種を通じると、三種の筆順が存したことになるのである。石山寺本漢書は、本邦人の筆ではないかも知れないが、さうだとすると、唐代人のものといふことになるであらう。しか考へるならば、「必」の書き方をも重視すべきことになり、そこからまた、一つの考へがむすんで来る。既に指摘されてゐる如く、古事記の眞福寺本において、文献批評上、「必」であるべきところ、「女」の字で書かれてゐる箇所がある。

それは次の三例である。

汝身如本膚女差故為如教其身如本也（上二十オ七）

愁言故女是取於是（上三八ウハ）　八

彼時吾女相言故即還下難波（下九ウ一）

また逆に、「女」とあらまほしき箇所を「必」の如くに作るところが一箇所存する。

参到須佐之男命之御所者其必須勢理毗賣出見為目合而（上二一オ六六）

この「必」と「女」との混合の中から精確な本文を再建するのは他のテキストとの比較を手がかりにして、「必」と「女」との字形痕跡の判讀とその傳承過程における過誤を前提するなら容易に解釈せられることである。しかし他のテキストとの比較の際に、たゞ文脈上の支柱にのみたよるだけではなく、「必」と「女」とが、痕跡の判讀の際に、殆んど同形に落合ふことあるべき必然性を証してかかる必要があるのではあるまいか。

前にのべてきたところで、「必」の筆順と、その筆勢は綜合すると、三種あつて、

(1)　丶ノ丿乚丶（必）

(2)　丿ノ乚丶丶必

(3)　乚ノ丿丶丶必

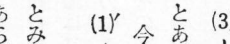

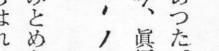

とあつた。

今、眞福寺本古事記の「必」をさぐるに

(1)′　丿丶乚丶必

丿ノ乚丶　必

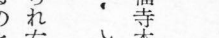

とみとめられ右の(1)の変形とみとめられる。「女」が「女」としてあらはれるのと並べ考察すると、酷似とはいへない節がある。眞福寺本以前の段階においてすでに、女→必、また必→女　といふ混同を生ずべき字形痕跡が存在してゐたとみるべきであらうが、その可能性は「必」の側からみて、「必」「必」の如き、つまり石山寺本漢書の中の一種―今日の我々にとつては比較的に珍しい筆順のもの―が、もつとも蓋然性が高いやうに判ぜられる。つまり「乚ノ一」の筆順を分析してもさしつかへないやうな筆勢を示してゐた筈の「必」とは、「乚ノ一」であるのが自然であると考へられるのである。

しかし乍ら筆順は、字形の単体を、各個に抽出してみるとき、時には極めて辿りがたいものであつて、「女」の形が、(1)の場合から生じながら「丿」の画と「乀」の「乀」と、接合点をもつことによつて、「乀」を第一画として書かれたかに見える場合も存しえたと判断できる余地がある。これら、二つの場合以外でも、痕跡が類似して来ることは全くありえぬことではなからうが、蓋然性の強弱をいふならば、やはり(3)の場合を推すべきものと考へられる。

今、筆者は古事記の本文批判の方法論への一つの助言をなさうと

してゐるわけではない。むしろ、「必」といふ一字をとつてみてさへも、筆順が今日の観念とちがふものが存しただけではなく、一つの例のみからではその痕跡による字形（字の構成・筆順・筆勢といふ具体的な諸属性）の認知がかなり困難であるところから、流動・変容の方向の多岐にわたりうることが知られるといふ事を強調してゐるのである。

文献学的な立場で資料に対処しようとする時、transcription や transliteration などの場合とはちがつて、殆んど問題を生じないと思はれる模写・臨写・影写の場合にあつても、写形の流動や変容は避けがたい事であらうといふ前提に立つて、漢字の臨写・影写においてはいかなる流動・変容が生じ得るかを考へなければならない。そしていかなる流動・変容が起るかの事実を現象面から整理し、類型を求めて行くことによつて、一方では字形の規範の意識を探りあてることが期せられる、他面では、崩れ行くテクストの諸相の間に脈絡を見出すことが可能になつて行くものと考へられる。

崩れ行くテクストの諸相の間の脈絡を辿ることが可能になり、しかも合理的な解釈によつて裏づけられることを可能にするといふ時、先づ崩れかたの合理性とか崩れの非偶然性が説明せられて居らなければならない。「魚」が「 」と書かれることがあるが、これは、ある特定のテキストのみに見られる現象ではないのだが、今、その実例を巨細に示さないのでこの場合、ある意味ではさして適切な例ではないが、「魚」の下部の四つのならんだ点が「火」と等価であつて、魚＝といふ等式を認めるならば、火→大　の方向で、魚＝の等式に到達する。火→大　がいはば崩れといへばいへるのであるが、魚→は一つの崩れの非偶然性もしくは崩れの合理性の型を象徴する。つまり「灬→大」が型として抽出せられることになる。さてここで不用意に類型・型になる用語を用ゐたが、類型とか型とかいふ語は、多くの個別的現象の観察の堆積の上に設けられる観念について云はれることであつて、孤例についていふのは非常識である。もし右の「灬→大」が型として抽出できるといふならば、それは、他にもその崩れの非偶然性の実証を多く併列し得ることが要件となる。

烈→

→

然→

等々、多くの灬→火の実証を伴つてこそ、意味が附与せられ型のレベルに到る。

たゞ、ここで考へられる重要な問題として、今、仮に型・類型といふ用語の示す観念が、言語学的にいふ共時相においての事であるか、同じく通時相において認められることであるかの弁別がある。

数千年の傳統を背後に負つて日本にも展開した漢字の諸相において、日本獨自といふべき字形の変化をどれほどに生じたかは、なほ組織立てて論じられてゐない現況では、右にいふ崩れの型や類型が、まことに一時代の、もしくは歴史的の崩れの類型、型といふに価するかどうか、実はかなりおぼつかないところがあるのである。

類聚名義抄の「火」の部を見ると、そこには、

火呼果メヒ／禾クワ　火字

を以て記事を始め、簡明な例の記事を略取して示すと、

慰　（熨）

熱　（埶）

煮　（煮）

（構成要素の左右・上下の配置の点から、もつともわかりやすいものの示す。）

などが見出されるが、これらは、名義抄の編纂の時代の共時相的現象としてのみ考へるべきか、もしくは、通時的な（あるいは超時的、汎時的）現象なのか、それとも超越的規範なのか、なほ実証による裏づけがないのである。

干禄字書のやうに漢土における特殊な場合の規範を示したものが、歴史的な観察をどれほど前提として有してゐたか未詳といふより外にないが、日本文字史上の漢字の字形の変遷を考へようとするならば、日本人の手になる、オリジナルな作品によつてその意識を探るのが当然で、右述べた中では、名義抄の場合を除くと、ほゞ資料的には、その意味での純粋性は保証しうるかと思ふ。名義抄にいふ字形についての格づけ（正とか俗とか通とか、また今とか古今、あるいは則天作とかの注による）の性格は、また別に詳しく論ずる必要があつて、ここでは、除外するのが穏当と判断する。

さてまた、字書の示す記事において慊く感じられるのは、右に述べて来た、運筆法、筆勢といふ字形の造形過程が詳かになつてゐない点である。部首別が、構造についての有力な指示を与へてゐることは、勿論、多大であつて、先に觸れたやうに、「稽」が名義抄で、「首」部に存することはこの字の構造分析の意識をさぐるに寄与して来た処である。しかし乍ら、構成要素間の組み合せかた、また構成要素の部分と部分との造形過程といふことになると、かなり明白さを缺いてくるのである。名義抄の「必」は、僧下の一〇六頁（正宗氏の刊本による）には「 」とあつて「 」が最後の画に当ることは疑ひないとしても、「」の三画は不明である。佛下末の二九頁では、「 」とあつて、「 」が末筆であらうが、「」の四画の前後は不明である。これらを、先に示した楊氏本将門記などの実例に照らし合はせてみると、一点増画とみえる後者は「 」の順の、楊氏本将門記の二四頁二行目の例にもつとも近い。前者は、眞福寺本古事記における、(2)に近いものと判定してよい。

字書の示すところ、今の場合の如く、具体的な作品との対照によつてはじめて筆順が分明になるといふことであつて、それ自体、筆順までを指示する記事を有しないのが常例である。規範として、正俗通などを明白にしてゐる事はそれとして、評価すべきであるが、流動・変容の動態には言及しないのであるから、それは、運筆法の観察できる資料がどうしても必要であり、それには、たとへば楊氏本将門記の如き自由濶達なる筆跡が適格である。

漢字字形の流動と筆順との関連は、字形変容の結果を見ながらその生成過程を合理的に解釈する方法を暗示するものであつて、この方法論は、何ら新しいものとはいへず、既に周知のものといふべきであるが、筆者の言はんとするところは、流動し変容して行く過程を実証することによつて無用の誤字論を排除したいといふ点に在る。万葉集の訓話における誤字説の成否にかかはる諸問題を、すでに佐竹昭廣は明確な分析力を以て、かつて示したことがあり、それに加ふべき多くはもはやないのであるが、「告」と「吉」との交替を蓋然性多いものとすることは、万葉集諸古写本の書写年代についての考察から、さらに溯つて平安時代の初期まで到達して展望を遂げた時に初めて可能になる筈のものであつて、その裏づけなしには、あくまで臆測にとどまる理である。眞福寺本古事記における「必」と「女」との交替は先学のいふ通りの結論で正しく、実証もできる事

柄であるが、楊氏本将門記における「湯」と「後」との対応は、なほその流動の跡づけが不十分である。厳格にいへば流動によるものかどうかも怪しいものである。

さて、先に「拾玉得花」の本文について掲げた文字の形の問題のあるもののうち、「体息（ネウソク）」について再び考へて見ると、この「体」の字は、干禄字書にいふ「体休（下正上俗）」の上字にかなり近いと直観して分る。龍龕手鑑によると、人の部に

体 許尤反祥也 吉也美善慶／息也

とあつて、「休」と「体」との関係はもはや疑ふべくもないが、この「体」はまた「体」となることがあつたのは、今日通行の字書も示す処で、ここには「一」と「灬」との間の流動の型を予測せしめられる。それはさて措くとして、楊氏本将門記や眞福寺本将門記では「休」の如く、普通の「休」の右肩に一点を増画した形であらはれるものである。寛正本倭漢朗詠集なども同じく「休」なので、「体」の形が用ゐられて、それがもつとも一般的すなわち俗といふわけでないけれども、「拾玉得花」の「体」に到る道は、もともと「体」もしくは「体」として別に存在したものと臆測することはできよう。そこで、先に「体息」は「休息」の誤りと見えるといふことで一過して来たのであるが、改めて、この「体」（もしくは「体」）から、「体」への流動のプロセスを実証することを課題として、一応は、崩れの非偶然性もしくは合理性を予定しておくことになるのである。（ここで人偏を除いて考へると、「本」が何を意味するかも考へるべきであらう。「本」が夲」といふ字形で書かれる方が一般的であつたとすることができるならば、「体」と「体」との区別は、当然明確に存してゐて、「体」と「体」との自由なる交替は不可能のケースといふことになる。また「体」といふ文字の形は、タイの場合、それではなくして「躰」「體」「體」などと書かれる習慣であつたことが一般的に、もしくは時代的に実証できることになるならば、「体息」は、「休息」とならべて見るとその流動・変容の大きなるに拘らず、今日の「休息」とさして径庭なしに讀者にもうけ入れられたものかも知れない。ここに別の視点からの追究も必要となるわけであるが今、「拾玉得花」の実物を見てゐないので、さし措く）ともかく、誤字の合理性と仮に呼んだ所のものへ、何らか接近して行く途は発見できたと考へるのである。

また、「雑來（サウホク）」の場合、「來（ホク）」が「木（ホク）」であるべく考へられるので、「來」の字の運筆法や筆勢の観察から視ると、大体「來」の字の書き方は「来」「来」「来」の三大別が可能であることがわかる。もちろん、これに楷書としての「來」を加ふべきで、都合四大別となるが、今、行書風のものから草書風のものを字形実現の一般相だと考へて三大別してみると、「木」との相似関係は、第三の「来」に見出されよう。「木」と「来」との関連を手がかりに進むのが一つの途ならば、逆に「木」の方からのアプローチも考へられるところで、一例としてやゝ時代が古くなる嫌があるが、伊勢の四天王寺の薬師如来像の貢進状―承保四年二月二日―の中にある事実を挙げよう。

内作来作各続名等

来作　重孝　同重清

とある「来」を、「木」と解讀することが既に「日本彫刻史基礎資料集成」の編者によつて公けにせられてゐる。この文書の解読には異見があつて、「平安遺文」の編者は、すべて、「末作」と解してゐる。今、前者の説を採ると、ここで「拾玉得花」の「來（ホク）」との関連が生じてくる。この貢進状では、他に「木」の字が見えてゐるの

で、「平安遺文」の編者は、この「𣘺」を「木」とは認めなかつたと思はれるのであるが、同一作品で同時的書写にかかる作物の中に、同字について、二形三形が出現すること稀ではないので、「木」と異なる形の「𣘺」を、必ず「木」以外の字として解さなければならないといふ理由はないといつてよい。この字は即ち「木」の字をもふくめた某字であると考へてよいのである。「拾玉得花」の側でいへば、この「雜來」以外は、「櫻木」「花木」「老木」「名木」「形木」などいづれも、野間光辰氏の翻字は「木」とみとめて疑を存してゐないから、このテクストでは「來」と「木」とを通用してゐる結果となつてゐるのである。

さて、右の四天王寺の薬師如来像の貢進状の例を以て、もし「木」と等価の用法の字と認めるならば、延いて、「拾玉得花」の「來」の一仮に漢字として一の誤字の合理性、非偶然性を解く一つの鍵が得られることになる。世阿弥自筆本の写本としての「拾玉得花」の時代と、承保四年とでは永い年月をへだててゐて、そこには何らの関連も存しないこと明白であるが、「來」となつた「木」もしくは「來」としての痕跡を示す「木」の字の、ナイーヴな誤字でないであらうといふ臆測は成立するものと思はれるのである。

「政」が「故」であるべきことは、文脈から推して分明であるが、これについても、何らかの崩れの合理性がなければならないかと思ふ。これについては、筆者は、今何らいふべきことを有しないが、野間光辰氏の誤字として別にこの「拾玉得花」について指摘した「注」を「住」と書いてあること、「勤」を「動」としてゐること、「然」を「𣏌」とすることなどの誤字は、恐らくは原本において、そこへの崩れを誘ふ字形が存したものであつて、今、それに類する実例枚挙にたへないので省くが轉写した際の崩れのみではないこと、野間氏のいはれる通りである。

本稿の筆者としては、かかる実例の報告こそが、漢字字形の流動の過程をとらへる好個の資料であると判ぜられるのであつて、甚だ興味深いものである。

—成城大学教授—